

## 高等職業訓練促進給付金等事業利用の流れ

### <利用の流れ>

#### 事前相談を受ける

※予約制 (072-924-3988)

↓ これまでの就労経験や資格の志望動機、志望校などをお伺いします。

#### 申請書類を提出する

申請は、事前相談終了後、受講開始月から行うことができます。

事前相談の内容、提出書類を元に審査をいたします。結果は、書面でお知らせいたします。

↓ 支給金額は、申請時の課税状況等により、変更になる場合があります。

※初回の振込みには期間を要しますのでご注意ください。

#### 毎月請求書を提出する

↓ 請求書と在籍及び出席日数報告書を提出してください。

↓ 出席状況等を確認後、給付金を支給します。

#### 現況確認書類を提出する

↓ 毎年4・7月頃に現況確認を実施し、提出いただいた書類を元に、支給額の決定を行います。

#### 修了書類を提出する

修了後、卒業証明書などの必要書類を提出してください。

要件を満たしていれば、審査の後、高等職業訓練修了支援給付金を支給します。

### <注意事項>

- 原則として修業形態は通学制もしくはオンライン学習によるものです。
- 高等職業訓練促進給付金は、支給申請を受付した月からの支給となります。  
**入学した月へさかのぼることはできません。**
- 修業期間中に扶養する子が20歳になった場合は、20歳になった月までの支給となります。
- 高等職業訓練促進給付金等の支給は、1人につき1資格のみです。  
ただし、准看護師養成機関を修了する方が、引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算4年分の給付金を支給します。
- 介護福祉士の資格の取得を希望される場合は、まずは、求職者支援制度における職業訓練受講給付金の活用を御検討ください(詳しくはハローワークにお問合せください)。
- 一部の講座において、高等職業訓練促進給付金と自立支援教育訓練給付金を併給することができます。  
ただし、自立支援教育訓練給付金を受ける場合、高等職業訓練促進資金貸付金は受けられなくなります。

#### 【 問合せ・申込先 】

八尾市こども若者部こども若者政策課

Tel : 072-924-3988

mail : kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp